

【団体助成】対象となる経費・対象外となる経費

《該当する助成項目》

5 立ち上げ支援（A 改修なし・B 改修あり）、6 運営継続支援

《共通科目》

助成申請団体の運営や維持管理、活動に必要な経費(事業実施期間中に経費支出が完了するものに限る)

【団 体 助 成】

支出科目	対象となる経費	対象外となる経費
消耗品費	事務用品、材料費、衛生用品、工具類、書籍、ユニフォーム、コピー用紙、プリンターインク など * 飲食を伴う事業（子ども食堂等）に係る食材費 など * コロナ対策に関するもの	* 定例会等会議での飲食費（喫茶店代、お茶、お菓子等） * 酒類 * 購入した物品（プレゼント、手土産、食品など）をそのまま配布するもの
備品費	物品として団体に保持・保管するもの * パソコン・プリンター等 * コロナ対策に関するもの	* 他団体と併用する備品
印刷製本費	団体の定期刊行物、資料印刷費、コピー代 など	
通信運搬費	電話代、インターネット回線使用料、プロバイダ料、切手代、送料など * 団体名で契約しているものに限る	
交通費	内部者（★）や事業に関わるボランティアの実費交通費など <u>（注）ガソリン代は対象外ですが、移動支援活動をされる方は別途ご相談ください</u>	* 駐車料金・ガソリン代
広報費	活動の周知物（ポスター、チラシ等）、案内看板 など	
諸謝金	講師謝礼金（交通費を含む）、アドバイザー料 など * 外部講師に支払うものに限る	* 内部者（★）に支払うもの * 謝礼として渡す物品（金券・菓子折り等） * ボランティア活動振興基金の申請、報告に係る書類作成の謝金として支払うもの
賃借料	団体事務所の家賃、レンタル料など 会場使用料(公に第三者が貸スペースとして認知している) * 付帯設備費を含む * 団体名で契約しているものに限る	* 内部者（★）に支払うもの * 駐車場代
損害保険料	社協が取扱うボランティア活動保険、ボランティア・市民活動行事保険	* 左記以外
業務委託費	WEB ページ作成費、WEB サイトの保守料・管理費等 など * 団体名で契約しているものに限る	* ボランティア活動振興基金の申請、報告に係る書類作成にかかる業務委託と認められるもの
雑費	手数料など上記以外の諸経費	

★内部者とは、団体を構成し運営に従事する者

《対象の助成項目のみ認められる科目》

	対象助成項目	対象経費
* 人件費	5 立ち上げ支援 A・B	団体の運営に係る内部者（★）の人件費 (活動開始時の内部者（★）名簿の提出要) * 予算の50%以内
* 改修費	5 立ち上げ支援 B	居場所（公的施設は除く）の整備経費
* 光熱水費	5 立ち上げ支援 A・B	団体運営に係る光熱水費 * 団体名で契約しているものに限る